# 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 西武造園株式会社

法人番号 : 2013301006241

業者の住所 : 東京都豊島区長崎5-1-34

2 指名停止の期間 : 令和5年9月29日~令和5年11月28日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

### 4 事実概要

当該事業者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を 監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。

# 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1~12 省略	省略
( <u>建設業法違反行為</u> ) 13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の 請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号 に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 発生地区又は全地区を 対象として1か月以上 9か月以内
14~16 省略	省略

### <問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)